相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県山鹿市鹿本町中川二一四〇番地、最後の住所横浜市泉区白百合三丁目八番一〇号　被相続人　亡　冨田　正敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十五日

横浜市中区日本大通一八番地ＫＲＣビル九階　相続財産管理人　弁護士　高岡　香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県足柄上郡山北町岸二七六四番地、最後の住所横浜市金沢区釜利谷西二丁目二八番一六号　被相続人　亡　武井　釈理

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十五日

横浜市中区住吉町一―二スカーフ会館五階　相続財産管理人　弁護士　桑原　康孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県上越市東本町五丁目一三七番地、最後の住所新潟県上越市東本町五丁目二番九号　被相続人　亡　中村　行雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十五日

事務所新潟県上越市春日山町三丁目一番二五号エクセランコート春日山弐番館一階　相続財産管理人　弁護士　榊澤　広和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県黒部市六天八八二番地一、最後の住所富山県富山市八尾町福島一〇番地　被相続人　亡　北野　繁弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十五日

富山県魚津市駅前新町一一番一七号大同林業駅前ビル二階二一号室　相続財産管理人　弁護士　小路　泰彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県佐久市中込二三六一番地一、最後の住所長野県佐久市小宮山三二〇番地七　被相続人　亡　清水　守

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十五日

事務所長野県佐久市佐久平駅南一五番地三永存第二ビル二階　相続財産管理人　司法書士　依田　淑史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県瀬戸市南山町一丁目八二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　加藤　明美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十五日

名古屋市中区丸の内三丁目一七番二九号丸の内ｉａビル三階　相続財産管理人　弁護士　服部　充裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県三好市池田町マチ二二二六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　真鍋　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十五日

徳島県美馬市脇町大字脇町三三七―八田辺ビル二階　美馬法律事務所　相続財産管理人　弁護士　梶野　正寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市扇町一丁目一〇五番地、最後の住所香川県高松市扇町一丁目一五番七号　被相続人　亡　國方　裕一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十五日

香川県高松市中野町二〇番八号　相続財産管理人　弁護士　堀井　茂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県香南市香我美町岸本三四一番地、最後の住所高知県香美郡香我美町岸本一〇一番地　被相続人　亡　畠中　和彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十五日

事務所高知県香南市野市町西野六四六番地一　第一すいめいマンション三〇六　のいち法律事務所　相続財産管理人　弁護士　常田　学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県葦北郡芦北町大字井牟田五五七番地、最後の住所福岡県北九州市八幡西区大字野面六六九番地一　被相続人　亡　溝口冨士男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十五日

福岡県北九州市八幡西区黒崎三丁目一番七号アースコート黒崎駅前ＢＬＤＧ．四階　黒崎合同法律事務所　相続財産管理人　東　敦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県八女市立花町谷川一二〇九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　一ノ瀬ハルエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十五日

事務所福岡県みやま市瀬高町小川二一五番地五　相続財産管理人　司法書士　板橋　正勝

無縁墳墓等改葬公告

境内墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年十二月十五日

一　墳墓等所在地　滋賀県大津市栗原六〇四、六〇五―一

一　墳墓等の名称　慶福寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一　改葬を行おうとする者　滋賀県大津市栗原六〇三　宗教法人慶福寺　代表役員　福永　昌善

登録包括信用購入あっせん業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の二第一項前段及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第三項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　イオンフィナンシャルサービス株式会社

代表者の氏名　代表取締役社長　山下　昭典

主たる営業所の所在地　千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番一号イオンタワー二一階

その他の営業所の名称及び所在地　千葉支店　千葉県千葉市中央区新田町一番一号千葉新田第一生命ビルディング七階、水戸支店　茨城県水戸市南町一丁目三番三五号水戸南町第一生命ビルディング七階、仙台支店　宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番三号三丸ビル三階、新潟支店　新潟県新潟市中央区東大通二丁目二番一八号タチバナビルディング四階、秋田支店　秋田県秋田市大町三丁目四番一号マニュライフプレイス秋田一階、名古屋支店　愛知県名古屋市中区錦一丁目一三番二六号名古屋伏見スクエアビル七階、松本支店　長野県松本市中央二丁目三番一七号知新堂ビル三階、金沢支店　石川県金沢市南町四番四七号明治安田生命金沢ビル一階、大阪支店　大阪府大阪市中央区本町一丁目七番六号本町センチュリービル八階、姫路支店